

說林

「高麗朝の大藏經」に關する

一二の補正

池 内 宏

一 符仁寺の經板を焚いた蒙兵について

二 分司大藏都監の南海島に置かれた事情

一 符仁寺の經板を焚いた蒙

兵について

高麗に於ける蒙古の侵入は、高宗十八年辛卯の歲から始まり、其の翌年に當る壬辰の歲、當時符仁寺にあつた高麗舊雕の大藏經の版木が蒙兵に焚かれた。これは、高麗史高宗世家の一條に「顯宗時板本、燬

於壬辰蒙兵」とあるのを、李奎報の大藏刻板君臣祈告文に照して明かにせられる事實であつて、事實其れ自身に疑はない。しかし壬辰の歲の戰役中、どういふ機會に此の事件が起つたのであらうか。符仁寺は慶尙北道大邱の東北、達城郡公山西に屬する八公山中にあつた寺であるが、辛卯・壬辰の間、蒙兵の侵掠が嶺南の地方に及んだことを傳へた記事は高麗史に見えぬ。而して此の兩年に於ける前後二回に分れた侵入——主將は共に撒禮塔——の中、前回の役は初めの年から次の年に誇つてゐるのであるから、所謂「壬辰蒙兵」が二回の戰役の何れに當るか、それさへ不明である。隨つて經板焚燬の時期如何は、單にそれだけの問題ではなく、同時に蒙兵の侵略區域に關する問題であらねばならぬ。

余は曩に本學報に掲げた「高麗朝の大藏經」と題する一篇を書いた時、此の問題を考へ、經板の焚かれたのは第一回の役の末であらうと推定した。推定の理由は大略次に述べる如くであつたのであるが、其の後再考の結果、同じ事實を第二回の役に結びつけようとする新しい見解を懷くやうになつたのである。

辛卯の歲の秋八月、蒙古の太宗の命を承けて初めて高麗に侵入した撒禮塔は、其年の冬にかけて西面の州縣を攻略し、十二月上旬には撒禮塔の南下せしめた三元帥（蒲桃・迪亘・唐古）の兵が國都開京に迫り、高麗の君臣をして降を請はしめた。和議は直ちに成立し、撒禮塔の西に遷つたのは次の年（壬辰）の初めである。しかし高麗はたやすく蒙古の希望通りに屈服するものではなく、やがて都を江華島に移したから、撒禮塔は再び太宗の命を承けて來侵した。其の年の秋から冬に至り、都を舊京に還し、

并に高宗を入朝させようとして其の交渉に骨を折つたけれども、何の効もなく、遂に撒禮塔自ら兵を動かし、漢陽^{京城}に至つて山城を攻め陥した。而して更に今の京畿道の水原及び龍仁に近い處仁部曲の小城を攻めたが城に據つて防戦した金允侯といふ一僧に射殺された。其の日は十二月十六日である。第二回の征伐はこれが爲めに挫折し、副將帖哥は其のまゝ兵を引いて西に還つた。

さて大體かやうに經過した二回の戰役の中、後の役に於いて、蒙兵が京畿道から忠淸道を越えて慶尙北道に攻め入つた形跡は全く史上に見えぬ。前の役はどうかといふと、辛卯十二月朔日、三元帥の兵に脅かされた高麗の朝廷は、直ちに講和を申し請ひ、五日には王族淮安公恵を清川江畔の安北都護府^{平安州}の撒禮塔の陣營に遣はして降服の意を表明せしめた。然るに三元帥は和議の成立すると同時に兵を罷めようとはせず、直ちに開京から南に下つて、京畿

道の南部及び忠清北道の地方を殘破したのである。それは、高宗世家の六日（丁巳）の條に「蒙兵向廣忠清州、所過無不殘滅」といふ簡単なる一句があるのでわかる。六日に係けて記るされたのは、蒙兵の開京附近から進發したのが其の日であつたからである。而して次の年（壬辰）の正月に於ける蒙兵の動靜は、高宗世家に「壬辰〇十日、蒙兵還遣淮安公健首宰金就礪大將軍奇允肅慰送。癸卯〇一十一日京城解嚴」と見えてゐるのであるが、これは、上の地方を侵掠した三元帥が再び開京の附近に來て遂に軍を班したことと意味するものと解せられる。してみると、撒禮塔の二回の高麗征伐の中、蒙兵が京畿道以南の地方を侵した明證のあるのは前回の役であつて、其の侵掠の時期は辛卯の年末から壬辰の歲首に跨つてゐる。たゞ嶺南の地については被兵の徵證はないけれども、高宗世家の十二月六日の一條は、記事其のものが甚だ疎略なものであるから、必ずしも「廣忠」

「清州」とあるのに泥んで、三元帥の兵の侵した地を京畿・忠清二道だけに限るにも及ぶまい。余は「高麗朝の大藏經」を書いた時、こう考へ、八公山の符仁寺の經板を焚いたのは三元帥の兵であらうと推定した。而して又た十二月六日開京から南に下つた其の兵が正月十日前後に歸來した時日の關係から、符仁寺が兵を被つた日は、或は辛卯の年内ではあるまいかとも想像した。

前にはこう考へたのであるけれども、これは當を得てをらぬやうである。以下其の失考と思はれる點を指摘し、次に新しい見解を述べよう。

高宗世家の壬辰正月の條を見ると、蒙兵の動靜に關する前掲の記事と相並んで、忠州の亂に關する記事がある。其れを併せ掲げると、

壬辰、〇十日、蒙兵還遣淮安公健……慰送、丙申、〇十一日、幸法王寺。忠州官奴作亂、宰樞會崔瑀第議發兵、州之判官庚洪翼請遣使撫諭、即

以注書朴文秀・前奉御金公鼎假屬内侍爲安撫

別監以遣之

癸卯、二〇三十
京城解嚴

丁未、六日二十
安撫別監朴文秀還自忠州、金公鼎
留州以待平定奴軍、都領令史池光守・僧牛本等

赴京、

世家にかう記るされた忠州の奴隸の叛亂は、蒙兵が其の地を侵した際に起つた事變であつて、それは高麗史卷一 李子晟傳に、

初忠州副使于宗柱、每簿書閒、與判官庾洪翼有隙。聞蒙古兵將至、議城守有異同、宗柱領兩班別抄、洪翼領奴軍雜類別抄、相猜忌、及蒙古兵至、擊逐之。蒙古兵退、

とあり、次に奴隸の叛亂を述べて、

宗柱等還州、檢官私銀器奴軍以蒙古兵掠去爲辭、戶長光立等、密謀殺奴軍之魁者、奴軍知之、

曰「蒙古兵至、則皆走匿不守、乃何以蒙古人所掠、反歸罪吾等、欲殺之乎、盍先圖之」、乃詐爲僞葬者、吹螺集其徒、先至首謀者家火之、凡豪強之家、於是或有匿者、則婦人小兒皆被害、

といひ、次に李子晟の之を平げたことを述べて、

王又遣子晟等、率三軍討之、三軍至達川、水深未涉、方造橋、奴軍賊魁數人、隔川告曰「吾等欲斬謀首出降、子晟曰「如此則不必盡殺汝輩也」、賊魁等還入城、斬謀首僧牛本以來、官軍留屯一日、奴軍勇健者皆逃匿、官軍入城、擒支黨悉誅之、以所獲財物牛馬來獻、

とあるので明かである。而して其の忠州を侵した蒙兵は、去年十二月六日、開京から廣忠・清州に向つたといふ三元帥の兵でなければならぬ。たゞ李子晟傳には、上の記事の前に、江華島遷都に際して起つた開京の奴隸の叛亂の事實——子晟が三軍の將とし

て平げた——を記るしてあるが、遷都は壬辰の六月であるから、これは叙事の順序の顛倒と見るべきである。子晟が忠州の亂の首謀者、僧牛本を斬つたといふ所傳にも誤のあることは、高麗史卷一
二十九崔怡傳に「忠州奴軍賊魁、令史池光守・僧牛本來、京に怡慶賞、以光守補校尉、牛本爲忠州大院寺主、加三重」とあるのを前掲の世家の記載に參照して知られる。又た世家に據ると、忠州の亂にはそれを撫諭する爲めに朴文秀等が安撫別監として遣はされたのであって、三軍發遣の事は見えぬ。子晟傳にいふ所が之と合はぬのは、やはり所傳の誤であるらしく、恐らく朴文秀等と共に兵を率ゐて忠州に赴いた子晟にのみ叛亂鎮定の功を歸し、且つ安撫別監の差遣を、開京の奴隸の叛亂の際に於ける三軍出動の事實に附會したのであらう。

れとはそれとの關係については何の疑もない。然るに世家の記事を參照すると、蒙兵——開京以南の地を侵したものであらうと思はれる——が淮安公庭等に慰送せられて開京から本國に向つたのは正月十一日であり、忠州の亂が京に聞えて出兵の廷議の開かれたのは同月十五日であるから、叛亂以前に忠州を侵して去つた蒙兵がすぐさま北還の途に上つたとして、其の忠州に攻め入つた時日は、月の初めより早くとも晚かるべきはずはない。隨つて若し同じ蒙兵が忠州を去つた後、更に鳥嶺の險を越えて遠く慶尙北道の八公山に至つたとすれば、北上して開京附近に現はれた時日（正月十一日）の關係から、それはどうしても辛卯の歲の末頃でなければなるまい。ところが符仁寺の經板は「壬辰蒙兵」に燬かれたといひ、且つ蒙兵の南侵の事實を傳へた世家の記事は、疎略ではあるが、其の内に擧げてある地名は廣州・忠州及び清州であつて、嶺南には及んでおらぬので

ある。而して第一回の役は辛卯から壬辰に跨つてゐる

にしても、前年の八月から始まつたのに對して後年の年に跨る日數は僅かに二旬を出でぬのであるから、戰役の稱としては辛卯の役といふのが適當であり、若し經板の焚かれたのが此の戰役の間であるならば、それを「燐於壬辰蒙兵」といはなかつたであらうと思はれる。——「壬辰蒙兵」の「蒙兵」は、役といふ意味を含めて使はれた文字らしい。——だから余の前に考へたやうに、第一回の役、三元帥の兵が嶺南に下つて符仁寺を侵したと見るのはどうしても懸念であるまい。そこで論點はちのづから第二回の役に移らなければならぬ。

第二回の役の大體の經過は前に述べた。而して此の戰役の間、蒙兵が京畿道以南に攻め下つた形跡は史上に見えぬといつた。しかし史上に記載のないのは必ずしも其の事實のなかつた確かな證據とならぬ場合もあるから、もつと深く立ち入つて考へてみる

必要がある。

蒙古側の記事で、元史卷一洪福源の傳に「壬辰……

秋八月、太宗復遣撒禮塔將兵來討、福源盡率所部、

合攻之、至王京處仁城、撒里塔中流矢卒、其副帖哥引

兵還、唯福源留屯」とあるのは、撒禮塔の第二回の征伐の事實を述べたやゝ詳しいものである。元史高麗傳

の前身なる元高麗紀事——元經世大典の一篇——の

記載が略々之と同じいのは、共通の材料に據つたか

らであらう。さて前後三十年に亘つた蒙古の高麗征

伐の蒙古側の所傳は、高麗側の高麗史の其れに比べ

ると非常に疎略であるから、征伐の經過を考へるの

に役だつ主要なる史料は後者であつて、前者は寧ろ

從たる位置にあかれる。ところが問題の一役に關す

る高麗史の記載を點検すると、案外である。世家の

壬辰十二月の一條に「撒禮塔攻處仁城、有一僧、避兵

在城中、射殺之」とあり、又た金允侯の傳高麗史卷一〇三、

之に應する「金允侯、高宗時人、嘗爲僧、住白峴院、蒙古

兵至、允侯避亂于處仁城、蒙古元帥撒禮塔來攻城、允

侯射殺^之といふ記事があるだけで、江華島遷都の後、

いつ撒禮塔が國內に侵入したか、それすら書いてな

い。出處は不明であるが、東國輿地勝覽卷一に引いてある「高麗高宗時、遷都江華、元帝怒、遣兵問狀、元帥

撒歹○禮塔摯御史雜端薛慎いた高麗の使者○四月蒙古に赴於軍中、到松

京、將渡江津江南下、愾謂撒歹、曰「國譖有之、異國大

官、渡南江者不吉」、撒歹不聽、抵漢陽山城拔之、次

至處仁城、爲流矢所中而死、元兵回到松京、謂慎有

知識、遣入江華」といふ文がなかつたならば、漢陽山

城攻陷の事實も、其の傳を失つてしまつたであら

う。たゞ世家には、撒禮塔の戰死の一條の前に、數

通の長い文書が相並んで掲げられてゐる。即ち、

(一) 九月、荅蒙古官人書曰、……

(二) 冬十一月、荅蒙古沙打^{禮塔}官人書曰、……

(三) 上皇帝陳情表曰、……

(四) 又狀曰、……

(五) 又荅撒禮塔書曰、……

(六) 十二月、寄蒙古大官人書曰、……

(七) 荅大官人書曰、……

とある。是等の文書の内容については、滿鮮地理歴

史研究報告[○]第一所載の拙稿「蒙古の高麗征伐」の

第三章に説明しておいた。「官人」或は「大官人」は何

れも撒禮塔を指したのであるが、第六の文書は「舊

帥府」に代つて「新たに大軍を統べた帥府」を對象

としてゐるのであるから、其の新帥府たる「大官人」

は、撒禮塔の戰死の後蒙兵を率ゐて歸國の途に就い

た副將帖哥でなければならず、隨つて、これは第七の

文書の次の撒禮塔戰死の一條の後にに入るべき文書

が、誤つて第七の文書をも超えて其の前に置かれた

のである。此のことも既に考説を經た所である。

さて上の七通の文書は、世家の普通の體例に反して、各條の首にあるべき日附を缺いてゐる。撒禮塔戰死の一條も同様で、それが十二月十六日であると

いふのは、又た其の次に掲げてある第八通の文書

「答東眞○蒲鮮萬書」に、そう書いてあるのを見てわかるのである。「答東眞書」にもやはり日附はなく、而して此の年の世家の記事は、「是年移葬世祖太祖二梓宮于新都」とあるので終つてゐる。以上は九月以後の總ての記事であるのに、そろひもそろつて日附のないのは不思議であるが、高宗朝の有名なる文士李奎報の文集東國李相國集を見ると、其の理由はすぐわかる。本書卷一に收めてある壬辰九月以後の蒙古關係の文は、

- (一) 答蒙古官人書 壬辰九月
(二) 答沙打官人書 壬辰十一月
(三) 陳情表
(四) 同前狀
(五) 答沙里打書
(六) 送蒙古大官人書 壬辰十二月
(七) 答蒙古大官人書

(八) 答東眞別紙

であつて、各の文面が全く世家と同じいばかりでなく、第六・第七兩文の順序の間違さへ世家と一致してゐる。即ちこれに日附のない撒禮塔戰死の一條を附け加へると、世家の九月以後の記事となるわけであるが、其の事實も「答東眞別紙」——世家の「答東眞書」——に「至今年十二月十六日、水州屬邑處仁部曲之小城、方與對戰、射中魁帥沙里打、殺之」と見えてゐるのに對して少しも目新しいところがない。してみると、高麗史の編者は李相國集の文を其のまゝ取つて世家の九月以後の記事の全部としたに違ひなく、日附を打てなかつたのは、それが前者に記るされてからぬと同時に、他に據るべき材料がなかつたらであらう。——月は李相國集にあるものだけを擧げた。又た世家の九月以前の記事には何れも日附が具はつてゐる、其の最終の條は八月丙子(二十八日)である。而して上に引いた元史の洪福源傳の文に依る

と、蒙古の太宗が再征の命を撒禮塔に下したのは八月の間であるといふから、蒙兵の高麗に攻め入つたのは、同月二十四日以後、恐らく九月中のことであらう。隨つて「今月某日、忽奉^音鈞旨伏蒙幕府遠涉千里、屏臨弊境、首賄諭音、欣感欣感」と述べてある「壬辰九月」の「答蒙古官人書」は、其の時麗廷から撒禮塔に寄せたものであらうが、それから後十二月まで、壬辰の役に關する一切の記載は高麗史の所依となつた舊史に缺けてゐたに相違ない。要するに高宗世家の壬辰の歲の記事から、李奎報の八文を除き去ると、撒禮塔の第二回の征伐の事實は全く不明になつてしまふわけである。

かういふやうな際立つた記事の缺陷は、高宗世家の他の部分にもある。二十年癸巳の五月及び十二月の條は、高麗史^{卷一}の洪福源傳の文を二つに分けたものであつて、日附がなく、而して中間の記事が缺けてゐる(戊午第四章参照)。二十四年丁酉及び二十五年

戊戌は、撒禮塔の征伐についだ唐古の其れの第三年及び第四年に當り、前二年間の經過から推して、蒙兵の侵掠は慶尙・江原二道の方面の各地に遍くせられたであらうと思はれるのに、二十五年の閏四月の一條と十二月の條との間に「蒙兵至東京、燒黃龍寺塔」といふ、たつた一つの記事があるだけである(戊午第五章參照)。恐らく蒙古の侵入の亂の間に、史藁がところへ缺けた爲めでもあらうが、缺けた事情はわからぬ。詳定禮文——仁宗の時崔允儀等の選んだ禮典——の禮部備付の一本は、江華島遷都の際、禮官があはて、置去りにしてきた爲めに亡失したと、李奎報の新序詳定禮文跋尾に見えてゐる(李相國後集卷一)。史藁の場合にも之に似たやうなことがあつたのではないか。

こう考へてみると、壬辰の歲の秋冬の間、蒙兵の嶺南の地を侵した記事が高麗史になくても、それは事實のなかつた何の證據にもならぬ。漢陽山城攻陷

の事實が輿地勝覽の文から知られることをも思ひ合
すがよい。然るに前に述べた如く撒禮塔の第一回の
役、三元帥の兵は嶺南の地を侵さなかつたらしく、
又た符仁寺の經板を焼いた所謂「壬辰蒙兵」は此の
役の名としてよさはしくないのであるから、蒙兵の
嶺南に下つたのは、壬辰の秋から冬に亘つた第二回
の役の間であると見て差支へあるまい。

次にそれが壬辰の役のどういふ場合であつたかを
考へてみる。撒禮塔自身の行動を輿地勝覽の文に依
つて察すると、彼は十二月近くになつてから開京

以南に下つたらし。而して彼の陣歿の後の蒙兵
の動靜は、處仁城の捷を東眞の國主蒲鮮萬奴に告げ
た高麗の書——「答東眞別紙」——に「自是懶氣不
得安止、似已廻軍前去、然不以一時鳩集而歸、或先
行、或落後、欲東欲北、故不可指定日期、又莫知向
(某)處去也」と見えてゐる。即ち主將を失つた蒙兵は
副將帖哥に率はられて直ぐ北還の途に就いたのであ

らう。勝覽の文からも其の趣が窺はれる。してみると、撒禮塔の兵が嶺南の地を侵したのは、彼れ自身の南下する前であつたらし。恐らく彼は安北府若くは西京の駐屯地から、たび々使者を江都に遣はし、高宗の親朝と還都とを強ひつゝあつた間に——これは李奎報の文から類はれる——其の兵を南下させ、それが前回の征略の引き續きとして嶺南の各地に入り、八公山中の符仁寺をさへ侵したのであらう。

符仁寺の經板の蒙兵に焚かれた時期。此の問題に關する再考の結果は上述の如くである。それで余は前に發表した説を撤回し、同時に、拙稿「蒙古の高麗征伐」の、撒禮塔の再征の顛末を敍べた章の中に、彼れの意圖を揣摩して「撒里台は、直ちに兵を用ゐ難き事情に制せられたり。そは他にあらず、江華島は陸兵の渡り難き天險なるを以て初回の征伐に於けるが如く、攻闘の手段に依りて容易く高麗の君臣を

屈服せしむるを得ず。さりとて他の方面の州縣を攻略すれば、彼等は兵を恐るゝを理由としてまた江都を棄つべくもあらざればなり。撒里台が數月の間専ら文牒を以て彼等の順服を促しゝは、即ちこれが爲めなるべく、而して遂に南京(漢陽)以南の地方に兵を用ゐるに至りしは、「斯くの如き外交上の手段の效なきを看取したればならむ」といつたのを亦た少しく改めると斷つておく。

一 分司大藏都監の南海島に置かれた事情

國家の大寶とせられてゐた符仁寺の藏經板、その經板が焚燬の厄に罹つた結果、江都の君臣は高宗二十三年内申の歲から、八萬板を越える新板の雕造に着手し、十六年かゝつて、三十八年辛亥の歲に其の大業を成し遂げた。雕造の機關は「大藏都監」であつたのであるが、又た其の分司が晋州に近い海島南海縣

にあり、經板の或る部分は其の分司都監に於いて雕造せられたのである。而して當時晋陽公として高麗の國政を擅にしてゐた權臣崔怡(初名は瑀)、及び怡の歿後職を襲いだ子沆が、各々私財を傾けて此の國家的事業に當つたことは、高麗史卷一の崔沆傳に明記せられてゐる。それで余は「高麗朝の大藏經」の、分司都監の所在を論じた條下に、それが南海島に置かれた事情として「都監の本司の存せし處は必ず江都なるべきに、相距る遠き南邊の地に分司の置かれしは、崔怡父子が晋陽公にして、晋陽(晋州)の附近の地を食み、且つ南海島より經板の用材の得られし爲めならむか」といふ臆説を提出しておいた。崔怡父子の食邑が晋州にあつた證は、高麗史卷一の崔沆傳七年條に「王下制以怡食邑晋州祿轉稅布徭貢直納流家流辭不受」と見え、高宗朝の新雕にかかる現存海印寺板の用材は、濟州島・莞島・巨濟島・鬱陵島等に產する厚朴(タブ)であるといふから、こう見

たのであつた。ところが余は其の後高麗史卷一〇〇の鄭晏傳を読んで、此の考の正鵠を得てをらぬことを悟つた。晏は晋州に近い河東の人で、崔怡の壻鄭叔瞻の子である。傳の文は、

晏初名奮、性聰慧、少登第、陰陽算術醫藥音律、無不精曉。出倅晉陽、以母老、辭歸養河東。怡愛其才、奏授國子祭酒。晏見怡專權忌克、欲遠害、退居南海。好佛遊遍名山勝刹、捨私貲與國家約中分藏經、刊之。事佛太煩、一方厭苦。晏既退、猶恐及禍、養怡外孫爲子、以取媚、又諂事權貴好奢侈、第宅器皿極其華麗。崔沆秉政、召知門下省、陞參知政事。

分司都監は河東に近い南海縣にあつたのであるから、南海縣に退居してゐた富裕なる鄭晏が「私貲を捨てゝ、國家と與に、約ば藏經を中分して之を刊した」といふのは、疑もなく分司都監に於ける經板雕造の事實を指したものでなければならぬ。即ち南海

島の分司都監は、晏が國家事業の一部を分擔する爲めに、彼れ自ら設けた雕板所であつたのであらう。而して、余の前の見解は破れたが、其の代りに、海印寺の藏經板の中、「分司大藏都監彫造〔或は開板〕」の刊記を具備する分は、總て晏の投貲で出來たものであるといふ新しい事實が明かにせられたわけである。

〔附記一〕

高宗朝の再雕藏經の經板が、江華島から海印寺に移されたのは、李朝の太祖七年であるらしく思はれるのに、李崇仁——太祖即位の年卒す——の詩の題に「睡菴文長老印藏經于海印寺」とある藏經を、普通の意味に解釋すると、之と矛盾するから、余は「高麗朝の大藏經」の中に、崇仁の所謂藏經は、一切經ではなく、海印寺にあつた若干の經卷——詩の轉句に「安用區區印經卷」とある——の版木を指したのであるかも知れぬと述べておいた。李齊賢の亂藁五を見ると、金書密教大藏序に

「真而纂之、成^ニ九十卷、名^ニ之曰密教大藏、刊^ニ行于世^ニ」とあるが、これは高麗忠肅王以前に行はれてゐた九十卷本の陀羅尼集を説明したものである。かういふ例もあるから、上の解釋は許されようである。

〔附記二〕

「高麗朝の大藏經」の本論の末に、高麗の再雕藏經の第二類及び第五類に屬する宋の新譯經が、守其の校正別錄の校勘の外に立つてゐるのは、宋の

新譯經が契丹には傳はらないで、契丹本に其の部分が闕けてゐたが爲めであらうといつたが、若しそうだとすれば、それは宋の書禁と關係があつたのであるまいか。宋の書禁の事は、宋史神宗紀、元豐元年四月の條に「詔除九經外、餘書不得出界」と見えてゐる。註に書くべきはずであつたのを漏らしたから、補つておく。

（大正十三年十月二十日）

琉球臺灣の名稱に就いて

和田清

琉求といふ名が隋書に初めて現はることは學界周知の事實であるが、さてその琉求が今何處を指したかといふ問題に至つては、未だ必ずしもその説が一定して居ない。明代以後の支那人は概して之を今の琉球と考へたやうで、大明一統志を首めとして、

黃省曾の西洋朝貢典錄、鄭曉の皇明四夷考、茅瑞徵の象胥錄、李蒙の方輿勝略、焦竑の獻徵錄、陳仁錫の世法錄、何喬遠の閩書、王圻の續文獻通考、顧祖禹の讀史方輿紀要、乃至清朝になつての大清一統志、魏源の海國圖志、徐繼畲の瀛環志略等一般的著述は言ふまでもなく、専ら琉球の事を記した明の陳侃の使琉球錄、清の徐葆光の中山傳信錄、周煌の琉球國志略等までもが、悉く一致して隋代の琉求を今の琉